



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 ムーンバット株式会社
代表者 代表取締役・会長兼社長執行役員 中村 卓司
(コード番号 8115 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役・執行役員 管理本部長 山田 隆二
(TEL. 075-361-0381)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。したがいまして、平成28年6月29日開催予定の当社第75回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図る目的で監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

2. 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第75回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 29 日（水）
定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 29 日（水）

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機 関)</p> <p>当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機 関)</p> <p>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第 7 条 (自己の株式の取得)</p> <p>当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議をもって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 18 条 (員 数)</p> <p>当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 17 条 (員 数)</p> <p>当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10 名以内とする。</p> <p>② 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p>第 18 条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会の決議により選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第 20 条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 19 条 (任 期)</p> <p>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 20 条 (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 21 条 (代表取締役および役付取締役) (条文省略)	第 21 条 (代表取締役および役付取締役) (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。	③ 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。
第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 (新 設)	第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
第 24 条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 25 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第 25 条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
第 26 条 (条文省略)	第 26 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
第 27 条 (条文省略) <u>第 5 章 監査役および監査役会</u>	第 27 条 (現行どおり) (削 除)
第 27 条 (員 数) 当会社の監査役は、5 名以内とする。	(削 除)
第 28 条 (選任方法) 監査役は、株主総会の決議により選任する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第 29 条（任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>第 30 条（補欠監査役）</u> 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</p> <p>② 監査役補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>第 31 条（常勤監査役）</u> 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>	(削除)
<p><u>第 32 条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>第 33 条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>第 34 条（監査役との責任限定契約）</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
(新 設)	第 5 章 監査等委員会

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 28 条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
(新 設)	<u>第 29 条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第 35 条 (条文省略)	第 30 条 (現行どおり) (削 除)
<u>第 36 条 (剩余金の配当の基準日)</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(削 除)
第 37 条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	<u>第 31 条 (剩余金の配当等の決定機関)</u> 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(新 設)	<u>第 32 条 (剩余金の配当の基準日)</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。
第 38 条 (配当金の除斥期間等) 剩余金の配当または中間配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ② 前項の剩余金の配当および中間配当には利息をつけない。	第 33 条 (配当金の除斥期間等) 剩余金の配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。 ② 前項の剩余金の配当には利息をつけない。